発　行
諫早市農業委員会
編　集
諫早市農業委員会事務局
諫早市東小路町7番1号
電話 0957-22-1500（代表）

諫早市本明町（いさはや無袋梨）

～お知らせ～

農業委員会総会の開催は毎月末です。
（総会は傍聴することが出来ます）

農地の売買・貸借・転用の許可申請の受付締切日は、毎月14日です。
14日が土・日・祝日のときは、その直前の日となります。

		申請締切日	総会予定日
第 5 回総会	令和4年	8月12日（金）	8月26日（金）
第 6 回総会		9月14日（水）	9月28日（水）
第 7 回総会		10月14日（金）	10月28日（金）
第 8 回総会		11月14日（月）	11月28日（月）
第 9 回総会		12月14日（水）	12月27日（火）
第 10 回総会	令和5年	1月13日（金）	1月27日（金）
第 11 回総会		2月14日（火）	2月28日（火）
第 12 回総会		3月14日（火）	3月28日（火）

※総会の開催日は、都合により変更となる場合もあります。

上空からの写真を見ながら農地情報を見ることができます！

★ｅＭＡＦＦ(いーまふ)農地ナビをご存じですか？

eMAFF 農地ナビは、これまで運用されていた全国農地ナビ（農地情報公開システム）に代わり、市町村及び農業委員会が整備している農地台帳と農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表（市街化区域の農地は除く）するサイトです。

インターネット上の地図を見ながら、農地の所在・地番・地目・面積などの情報を無料で誰でも見ることができます。試しに、ご自分の農地を探してみよう。

詳しくは…
eMAFF 農地ナビ　検索

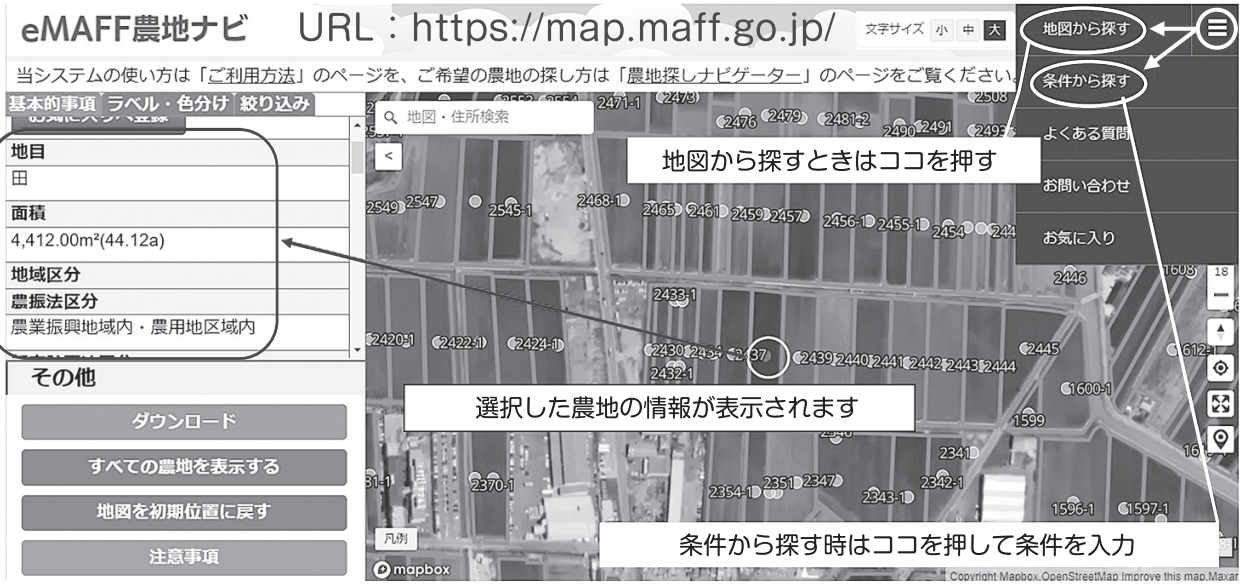

農地利用状況調査（農地パトロール）にご協力をお願いします

違反転用の早期発見や遊休農地の実態などを把握するため、市内全ての農地について毎年８月頃にパトロールを実施しています。この調査は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の利用状況を現地調査し、農地が適正に利用されているか、あるいは遊休化・山林化してしまっているかを確認しています。

農地利用意向調査について

上記の「農地利用状況調査」で、しばらく草刈りなどの管理がされていないため「遊休農地」と判断した場合において、その農地の所有者等に対し、今後の利用意向を確認するための「農地利用意向調査」を実施します。

この調査により、該当する農地について、農地中間管理事業などを活用した農地の貸付を行う意向があるのか、あるいはご自身で耕作する意向があるのかなどをお伺いします。

また、農地利用意向調査に未回答の場合や、農地利用意向調査の回答のとおりに対応されていない場合（意向を表明してから６ヶ月経過後）は、固定資産税の課税が強化されることもありますので、ご注意ください。

なお、この調査の趣旨は、課税強化を主たる目的としたものではなく、今後の農地の利用について検討していただくためのものであることをご理解いただき、調査票がお手元に届いた際には、調査の回答にご協力くださるようお願いいたします。

相続登記の申請が義務化されます!

相 続 登 記 と は ?

相続登記とは、土地（農地を含む）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。手続きは、法務局で行います。

早めに法務局で相続登記を行いましょう。

所有者不明土地問題の解決に向けた法律が令和３年４月に成立し、相続登記の申請が**令和６年４月１日から義務化**されます。

義務化の施行日前に発生した相続についても、施行日から３年以内の登記の申請が義務付けられています。相続登記の一連の手続きは、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

なお、農地については、相続登記完了後に、法務局から通知される登記完了証の写しを添付し、農業委員会事務局へ農地法第３条の３の規定に基づく届出書の提出をお願いします。

相続登記が完了していない農地は、売買ができないほか農地の集積・集約化、災害復旧、各種事業の実施に問題となる場合があります。

令和３年度 諫早市農地賃借料情報

令和 3 年度 (R3.4.1～R4.3.31) に締結された田畑の賃借料は下表のとおりです。

1. 田

【円／ 10a 当たり】

地域名	地 区	件数	平均額	最高額	最低額
諫早		34	14,300	24,000	4,100
	諫 早	2	17,600	18,000	17,300
	小 栗	－	－	－	－
	小 野	26	15,600	24,000	5,200
	有 喜	－	－	－	－
	真津山	－	－	－	－
	本 野	－	－	－	－
	長 田	6	7,600	10,400	4,100
多良見		－	－	－	－
森 山		15	12,800	18,600	3,400
飯 盛		11	10,300	17,500	6,700
高 来		24	10,200	12,000	10,000
小長井		－	－	－	－
諫早市全体		84	12,300	24,000	3,400

2. 畑

【円／ 10a 当たり】

地域名	地 区	件数	平均額	最高額	最低額
諫早		12	16,700	20,000	11,900
	諫 早	－	－	－	－
	小 栗	1	13,500	13,500	13,500
	小 野	1	18,000	18,000	18,000
	有 喜	6	18,800	20,000	12,800
	真津山	－	－	－	－
	本 野	－	－	－	－
	長 田	4	13,900	15,000	11,900
多良見		2	7,700	10,300	5,100
森 山		1	12,000	12,000	12,000
飯 盛		20	17,100	20,800	8,900
高 来		1	10,100	10,100	10,100
小長井		－	－	－	－
諫早市全体		36	16,100	20,800	5,100

※米による物納については、60 kg 12,000 円として換算。
※表中の－は事例なし。
※金額は 100 円未満を四捨五入。
※中央干拓・小江干拓の賃貸借は除く。

農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考える。
全国農業新聞
月4回金曜日発行
月７００円[税込]
■購読の申込みは、農業委員会へお気軽にご連絡ください。

令和４年４月から 農業者年金がさらに便利になりました！

年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます！

（昭和32年４月２日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件

【農業者老齢年金】（受給開始時期：65歳～75歳）

・65歳以上であること

請求忘れにご注意!!
経営継承した際は、
必ず請求をしてください！

【特例付加年金】（受給開始時期：65歳以上（年齢上限なし））

・60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
・農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
・65歳以上であること

【年金の受給開始時期】

・農業者老齢年金：65歳～75歳
・特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

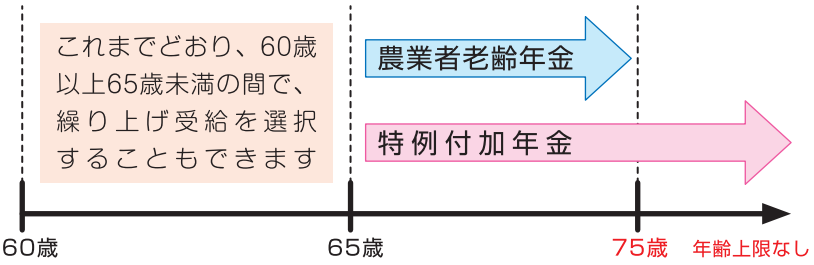

令和４年５月から 加入可能年齢が、60歳から65歳に引き上げられました！

これまでは、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第１号被保険者でしたが、60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的としていて、国民年金に任意で加入している方のこと

【農業者年金の加入要件】
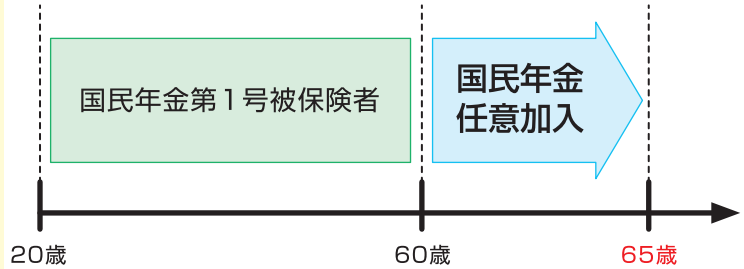
農業に従事（年間60日以上）する方で